

## 「令和2年4月修正内容」について

令和2年4月に「開発許可申請の手引き H31.4改訂版」を以下のとおり修正しましたのでお知らせします。

番号	章・頁	修正内容
1	第一章 10頁	許可を要する公共公益施設一覧表の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 （旧）市教育委員会事務局施設課 →（新）市教育委員会事務局学校施設課 （旧）市高齢介護福祉課 →（新）市介護保険課 （旧）市人権推進総室 →（新）市人権政策課
2	第一章 16頁	主な公共施設の同意・協議先の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 （旧）土木センター（東部・西部・北部） 地域整備室（植木・富合・城南） →（新）土木センター（東区、中央・西区、南区、北区） 地域整備室（植木・城南） （旧）農業振興課 →（新）基盤整備課 （旧）教育委員会学務課・施設課 →（新）教育委員会学校施設課・指導課 （旧）文化振興課 →（新）文化財課長
2	第二章 3頁	法第34条第1号 学校等の対象施設一覧表の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 （旧）市教育委員会事務局施設課 →（新）市教育委員会事務局学校施設課
3	第二章 4頁	法第34条第1号 診療所、助産所、通所系社会福祉施設の対象施設一覧表の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 （旧）市高齢介護福祉課 →（新）市介護保険課

		<p>(旧) 市人権推進総室 → (新) 市人権政策課</p>
4	第二章 5頁	<p>法第34条第1号 入所系社会福祉施設の対象施設一覧表の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 (旧) 市高齢介護福祉課 → (新) 市介護保険課</p>
5	第二章 25頁	<p>法第34条第14号 熊本市開発審査会取扱方針第13号 社会福祉施設の対象施設一覧表の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 (旧) 市高齢介護福祉課 → (新) 市介護保険課</p>
6	第二章 27頁	<p>法第34条第14号 熊本市開発審査会取扱方針第15号 学校施設の対象施設一覧表の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 (旧) 市教育委員会事務局施設課 → (新) 市教育委員会事務局学校施設課</p>
7	第五章 30頁 から 32頁	<p>開発許可等事務連絡会議設置要綱の決裁日「令和2年3月31日 開発指導課長決裁」を追加 開発許可等事務連絡会議設置要綱の附則「附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。」を追加 開発許可等事務連絡会議委員の一部を所管部局の組織改編により下記の通り修正 (旧) 東部土木センター所長 → (新) 東区土木センター所長 (旧) 西部土木センター所長 → (新) 中央・西区土木センター所長 (追加) 南区土木センター所長 (旧) 北部土木センター所長 → (新) 北区土木センター所長 (旧) 経済観光局文化・スポーツ交流部文化振興課長 → (新) 文化市民局文化創造部文化財課長 (旧) 農水局農政部北農業振興課長、東農業振興課長 → (新) 農水局北東部農業振興センター基盤整備課長 (旧) 農水局農政部西農業振興課長、南農業振興課長 → (新) 農水局西南部農業振興センター基盤整備課長</p>

		(旧) 教育委員会事務局教育総務部施設課長 → (新) 教育委員会事務局教育総務部学校施設課長 (旧) 教育委員会事務局教育総務部学務課長 → (新) 教育委員会事務局学校教育部指導課長
8	第五章 34頁 から 56頁	熊本市違反宅地開発措置要綱の決裁日「令和2年3月31日 開発指導課長決裁」を追加 熊本市違反宅地開発措置要綱の附則「附則 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。」を追加 様式第1号より様式第17号において下記の通り修正 (旧) 平成→「削除」 (旧) 開発景観課→(新) 開発指導課

※令和2年4月の修正内容は軽微な変更として取り扱っておりますので、「開発許可申請の手引き H31.4 改訂版」はこれまでとおりと致します。